

経営強化指導計画

【のと共栄信用金庫】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 28 条第 4 項)

2026年1月



目 次

はじめに.....	1
1. 経営強化指導計画の実施期間.....	2
2. 経営指導方針.....	2
3. 指導体制の整備.....	2
4. 経営指導の内容.....	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策への指導.....	3
(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域 経済の再生に資する方策への指導	4
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策へ の指導	5
5. 経営指導のための施策.....	6
(1) 経営強化計画の履行状況の管理	6
(2) モニタリング	6
(3) 経営強化計画の履行を確保するために必要な措置	8
6. 信託受益権等の買取りを求める額およびその内容.....	9
(1) 買取りを求める信託受益権（A号受益権）の額および内容	9
(2) 算定根拠	9
7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容.....	10
(1) 信託受益権（B号受益権）の額および内容	10
(2) 算定根拠	10

はじめに

信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、協同組織金融機関である信用金庫の「中央金融機関」として、信用金庫の業務機能の補完や信用力の維持・向上に向けた諸施策に積極的に取り組んでいるところであります。

のと共に信金中央金庫（以下「当信用金庫」という。）は、石川県七尾市に本店を置き、能登半島地域および金沢市を主な事業区域とする信用金庫として、1915年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大時には、事業縮小等の多大な影響を受けた地域の事業者を支援するため、当信用金庫は、資金繰りや事業再構築等の支援にきめ細やかに対応し、それ以降も事業者が抱える様々な課題の解決に向け伴走型支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、2024年1月1日の能登半島地震により当信用金庫自らが被災するとともに、地域の事業者も甚大な被害を受けました。当信用金庫の取引先が今後の事業再生を目指すにあたっては、二重債務問題など金融債務の負担が重大な課題となっており、地域の復旧・復興に向けて当信用金庫に求められる役割は益々大きくなっています。

このため、当信用金庫では、今後も金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症および能登半島地震の影響を受けた地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中金に対し資本支援を要請するに至りました。

信金中金といたしましては、当信用金庫が自ら被災しながらも、地域の復旧・復興に向けて懸命に取り組んでおり、その真摯な取組姿勢から、当信用金庫に対する地元の期待は益々高まっているものと認識しております。信金中金は、今後、当信用金庫が地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化することいたしました。

今回の資本支援の要請にあたり、当信用金庫は、「経営強化計画」を策定し、金融機能の維持・強化および地域の復旧・復興ならびに地域経済の再生・活性化に向けて経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、経営強化計画に対応する「経営強化指導計画」を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

1. 経営強化指導計画の実施期間

当信用金庫は、法附則第28条第1項第1号に基づき2025年4月から2030年3月までの経営強化計画を策定していることから、信金中金は同条第4項に基づき、同期間の経営強化指導計画を策定し、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて支援してまいります。

なお、今後経営強化指導計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告してまいります。

2. 経営指導方針

信金中金は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じた管理および指導・助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を適時・適切に実施することにより、当信用金庫の健全な業務運営のもとでの着実な経営強化計画の履行を支援するとともに、地域の復旧・復興および地域経済の再生に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

3. 指導体制の整備

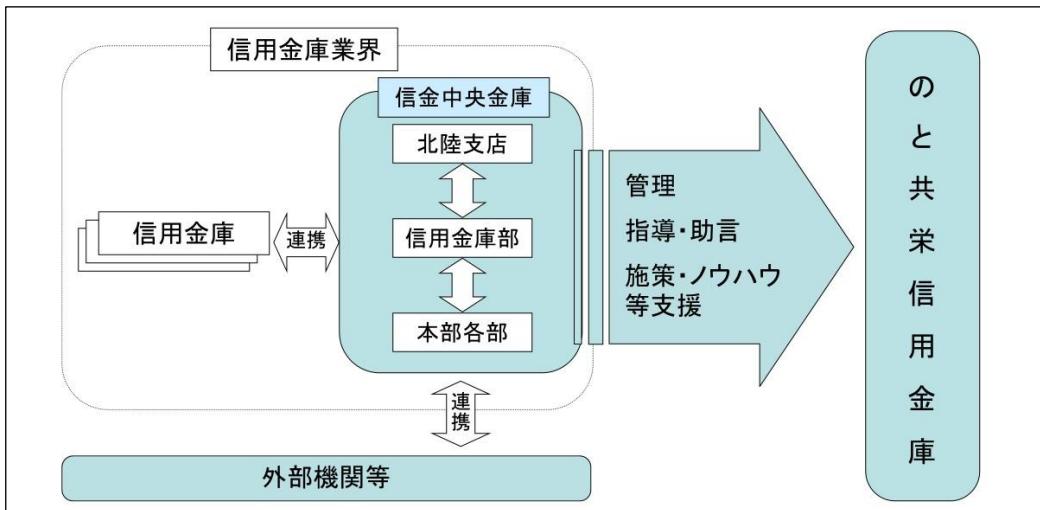
信金中金は、所管部署である信用金庫部に経営強化計画の実施状況等の管理・指導等に係る担当者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員の出向派遣を検討する等、指導体制の整備を図ってまいります。

また、信金中金では、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携を図ってまいります。さらに、地域・中小企業推進部やしんきん地域創生ネットワーク㈱等、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部・子会社および北陸支店が一体となって、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援に取り組んでまいります。

なお、経営強化計画および経営強化指導計画の実施状況については、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会(*)に報告し、適切に管理してまいります。

* 資本増強制度運営委員会とは、信用金庫業界の資本支援制度の適正かつ円滑な実施を図るため、信金中金理事会の下部機関として設置された機関です。

【図表】管理および指導・助言に係る体制



4. 経営指導の内容

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策への指導

信金中金は、当信用金庫が実施する中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資するため、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策への指導

当信用金庫では、2020年2月に新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口、2024年1月に能登半島地震に係る相談窓口、同年9月に奥能登豪雨に係る相談窓口を設置し、新規融資、貸付条件の変更、手数料の減免、公的支援制度の情報提供など、取引先からの各種相談等にきめ細やかに対応しています。

また、2020年4月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先への支援を強化するため経営支援室を新設したほか、能登半島地震後においては、2024年4月に本部各部および全営業店の横断的な組織「ふるさと復興支援チーム」を発足し、同年6月にふるさと創生部を復興推進部に改組しており、早期の復旧・復興を後押ししています。

信金中金では、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当信用金庫では、大口与信先に対する信用供与の実施状況をALM委員会および常勤理事会において報告しています。また、経営強化計画に掲げた取組みの進捗状況を理事会等において報告し、取組みが十分でないと認められる場合には、担当部門に対して、要因分析および具体的な対応策の検討・企画立案を指示することとしています。

信金中金では、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策への指導

当信用金庫では、経営者保証に関するガイドライン等の趣旨や内容を十分に踏まえ、取引先との丁寧な対話により適切な対応に努めています。

また、融資の返済等に支障をきたしている取引先からの相談に対して、約定弁済の一時停止や貸付条件の変更など柔軟に対応しています。特に能登半島地震により被災した取引先の二重債務問題の解消に向けては、能登産業復興相談センター等の外部機関と連携し、被災者の事業再生に向けた支援に取り組むこととしております。

さらに、太陽光発電、機械および肥育牛等を担保資産とする動産担保融資(ABL)を提供し、取引先の資金調達手段の多様化に取り組んでいます。

信金中金では、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

（2）新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策への指導

信金中金は、当信用金庫が実施する新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援に資するため、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 相談機能の強化等に関する方策への指導

当信用金庫では、2020年2月に新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を設置したほか、同年4月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先の支援を強化するため、経営支援室を新設しました。

能登半島地震後は、本部各部および全営業店の横断的な組織「ふるさと復興支援チーム」を発足し、これまでに培ってきた経営支援室の取引先支援ノウハウを活かし、取引先の事業再生・課題解決支援および地域の復旧・復興に取り組んでいます。

また、営業店については、全店昼夜休業を導入し、職員数が減少した状況においても可能な限り取引先との相談拠点を維持できるよう取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、相談機能の強化等に関する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 新商品の開発・提供に関する方策への指導

当信用金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、自らの課題解決や事業価値向上に果敢に挑戦する取引先を支援するため、課題解決支援ローン「疾風勁草」を開発・提供しています。当該商品を利用した取引先は、当信用金庫が提供する本業支援メニューの活用により、持続可能なビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

また、能登半島地震により被災した取引先の商品を懸賞品とする「懸賞品付き復興応援定期預金」を開発・提供し、取引先の売上確保を支援しています。

さらに、信用保証協会の制度融資や能登半島地震復興支援ファンドによる既往債権の買取り等の相談にも適切に対応し、円滑な資金供給に取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、新商品の開発・提供に関する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 二重債務問題への対応に関する方策への指導

当信用金庫では、新型コロナウイルス感染症に伴う借入の返済に取り組む最中に震災被害を受け今後の事業再生を目指すには二重債務問題が課題となる取引先を支援するため、「能登半島地震復興支援ファンド」による既往債権の買取りおよび「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による既往債務の免除・減免等の相談に対応しています。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、二重債務問題への対応に関する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

二. その他の施策に関する方策への指導

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、当信用金庫が経営強化計画に掲げた上記イ～ハ以外の施策の実施状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

信金中金は、当信用金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するため、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導を行ってまいります。

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、2014年1月以降、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫との4者連携により、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援 カルテット」を立ち上げ、創業を構想する初期段階から創業後のフォローまでの支援に取り組み、地域の事業所減少に歯止めをかけることを目指しています。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、提携する専門家による助言や補助金を活用しながら、取引先のDX化・GX化や新規事業進出等の課題解決支援に取り組んでいます。

また、販路拡大のニーズについては、信金中金が提供するビジネスマッチングシステム「しんきんコネクト」の利用促進、全国の信用金庫と連携した商談会の開催など、信用金庫業界のネットワークを活用した支援を行っています。

さらに、取引先の人材面の課題に対しては、首都圏の副業人材や兼業人材と連携することで支援に取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ハ. 早期の事業再生に資する方策への指導

当信用金庫では、本部各部および全営業店の横断的な組織「ふるさと復興支援チーム」が一致協力して、取引先の経営改善計画の策定支援やなりわい再建支援補助金等の活用支援など、取引先の早期の事業再生に向けて取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、早期の事業再生に資する方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策への指導

当信用金庫では、石川県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部機関との連携により、取引先の事業承継支援に取り組んでいます。

信金中金は、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じ、事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の履行状況の管理

信金中金は、当信用金庫より、定期的に、または随時提出を受ける報告により各種施策の実施状況および課題の把握に努め、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

イ. 経営強化計画の履行状況報告

信金中金は、当信用金庫より3月末、9月末を基準日とする「経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、各種施策の実施状況および課題を把握し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

なお、「経営強化計画履行状況報告」は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

ロ. 隨時報告

信金中金は、上記イの報告に加え、信金中金が必要と認める場合は隨時に、業務および財産の状況に係る報告等の提出を受け、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

ハ. 経営強化指導計画の履行状況報告

信金中金は、3月末、9月末を基準日とする経営強化指導計画の実施状況を、金融庁に報告してまいります。

なお、当該報告は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

(2) モニタリング

信金中金は、リスク管理状況や経営状況に関して定期的に資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングのほか、定期的に、または随時行うヒアリングや貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングを実施してまいります。

イ. オフサイト・モニタリング

(イ) リスク管理状況に関するモニタリング

a. 市場リスク

信金中金は、月次、四半期、半期毎に市場リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
① 月末時点の評価損益の状況
② 四半期時点の有価証券の実現損益、リスク感応度、銀行勘定の金利リスク (IRRBB)、自己資本に与える影響
③ 半期時点の大口有価証券の状況

b. 信用リスク

信金中金は、半期毎に信用リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
① 業種別の与信状況、金額の推移、ポートフォリオの状況
② 大口与信先の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合の状況
③ 分類債権の状況、金額の推移、保全率の状況

c. 流動性リスク

信金中金は、四半期毎に流動性リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料」として、当信用金庫に還元してまいります。

モニタリング項目
預金等の状況

(d) 経営状況に関するモニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営状況を把握するため、以下の経営管理資料の提出を受け、自己資本、資産内容、経営基盤、収益性等について預金量規模別や地区別に比較する等のモニタリングを実施してまいります。

分析結果は、年度毎に「経営効率分析表」として、当信用金庫に還元してまいります。

経営管理資料
① 決算速報（連結を含む。）
② 業務報告書（連結を含む。）
③ 経営実態報告
④ 資産査定等報告書
⑤ ディスクロージャー誌

□. オンサイト・モニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況について、オンライン・モニタリングを通じて実態を把握するとともに、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

オンライン・モニタリングは、ヒアリングおよび貸出金実地調査により行います。

ヒアリングは、「経営強化計画履行状況報告」等の報告を受けて、当信用金庫の経営陣および関係部門に対し、定期的に、または随時実施してまいります。

貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性を検証するとともに、債務者の実態把握、債務者に対する支援状況、潜在的な信用リスクの把握に努めてまいります。

（3）経営強化計画の履行を確保するために必要な措置

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の円滑かつ確実な実施に向けて、以下の必要な措置を講じてまいります。

イ. 人的支援の実施

当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員の出向派遣を検討する等、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

ロ. 中小企業に対する経営支援等の取組みの支援

信金中金は、中小企業のライフステージや経営課題に応じた各種ソリューションの提供を通じ、当信用金庫が行う中小企業に対する経営支援等の取組みを支援してまいります。

ハ. 人材育成への支援

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画を円滑かつ確実に実施していくうえで必要となる中小企業金融等の専門知識を有する人材の育成ニーズに応えるため、当信用金庫主催の各種研修等への講師派遣および各種情報の提供等によるサポートを行っています。

また、信用金庫役職員向けの実務研修プログラムやe-ラーニングシステムを整備しており、それらの活用を奨励し、当信用金庫の人材育成を支援してまいります。

二. 取引先の販路拡大等支援

信金中金は、信用金庫業界のネットワークを活用し、当信用金庫の取引先を対象とするビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を通じ、取引先の販路拡大や海外展開等に向けた当信用金庫の取組みを支援してまいります。

ホ. リスク管理態勢強化の支援

信金中金は、当信用金庫に対し、ALM・リスク管理支援および有価証券ポートフォリオ分析を通じ、統合的リスク管理態勢の強化を支援してまいります。

ヘ. 地域創生に向けた取組みへの支援

信金中金は、しんきん地域創生ネットワーク(株)が提供する各種メニューの活用等を通じ、当信用金庫の地域創生に向けた取組みを支援してまいります。

ト. 指導体制の整備

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援を行うため、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る担当者を配置すること等により、指導体制の整備を図ってまいります。

また、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部・子会社および北陸支店が一体となって、経営強化計画の実施状況および課題の把握に努め、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

6. 信託受益権等の買取りを求める額およびその内容

信金中金が預金保険機構に対し、信託受益権の買取りを求める額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 買取りを求める信託受益権（A号受益権）の額および内容

項目	内容
1 信託	のと共栄信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券の自己信託に基づく信託受益権
3 信託設定時信託財産	のと共栄信用金庫優先出資証券 96 億円
4 信託設定時元本	81.4 億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」 (2026 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から 2026 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円 TIBOR(12 か月物) または 8% のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2026 年 3 月 31 日（予定）
8 受益権譲渡日	2026 年 3 月 31 日（予定）
9 信託予定期間	10 年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、A号受益権がB号受益権より先に元本弁済される。
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12 譲渡	可
13 委託者	信金中央金庫
14 受託者	信金中央金庫
15 受益者	整理回収機構（預金保険機構からの委託）
16 信託報酬	無報酬

(2) 算定根拠

当信用金庫が十分な自己資本を確保し、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、地域の復旧・復興ならびに地域経済の再生・活性化に向けた資金需要等に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は 96 億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し 81.4 億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取りを求める額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」を参照し、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額としております。

7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容

信金中金が保有する信託受益権の額およびその内容については、以下のとおりです。

(1) 信託受益権（B号受益権）の額および内容

項目	内 容
1 信託	のと共栄信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券の自己信託に基づく信託受益権
3 信託設定時信託財産	のと共栄信用金庫優先出資証券 96 億円
4 信託設定時元本	14.6億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」 (2026年3月31日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から2026年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2026年3月31日（予定）
8 受益権譲渡日	2026年3月31日（予定）
9 信託予定期間	10年（延長可能）
10 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、A号受益権がB号受益権より先に元本弁済される。
11 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。
12 譲渡	不可
13 委託者	信金中央金庫
14 受託者	信金中央金庫
15 受益者	信金中央金庫
16 信託報酬	無報酬

(2) 算定根拠

当信用金庫が十分な自己資本を確保し、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、地域の復旧・復興ならびに地域経済の再生・活性化に向けた資金需要等に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は96億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し81.4億円の信託受益権の買取りを求め、残額の14.6億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」を参照し、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の2を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の1を乗じて計算した金額との合計額としております。

以上

内閣府令附則第 51 条第 1 号に掲げる書類

- 信託受益権の買取りの申込みに係る理由書

信託受益権の買取りの申込みに係る理由書

2026年1月29日

(提出者) 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
信金中央金庫
理事長 柴田 弘之

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第28条第4項の規定に基づき行う法第26条の申込みの理由は下記のとおりです。

記

のと共栄信用金庫（以下「当信用金庫」という。）は、石川県七尾市に本店を置き、能登半島地域および金沢市を主な事業区域とする信用金庫として、1915年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大時には、事業縮小等の多大な影響を受けた地域の事業者を支援するため、当信用金庫は、資金繰りや事業再構築等の支援にきめ細やかに対応し、それ以降も事業者が抱える様々な課題の解決に向け伴走型支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、2024年1月1日の能登半島地震により当信用金庫自らが被災するとともに、地域の事業者も甚大な被害を受けました。当信用金庫の取引先が今後の事業再生を目指すにあたっては、二重債務問題など金融債務の負担が重大な課題となっており、地域の復旧・復興に向けて当信用金庫に求められる役割は益々大きくなっています。

このため、当信用金庫では、今後も金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症および能登半島地震の影響を受けた地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中央金庫に対し資本支援を要請するに至りました。

信金中央金庫では、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震の影響を受けた取引先に対する支援に積極的に取り組んできた当信用金庫において、それらの取引先向け債権額を201億円以上有していることのほか、その保全状況に鑑みて潜在的な信用リ

スクを相応に抱えていることを勘案し、当信用金庫が新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に該当するとの認識です。

については、今後、当信用金庫が地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくためには、法の特例措置を活用した資本増強が必要と判断し、法第 26 条に基づき信託受益権の買取りを申請いたします。

以上